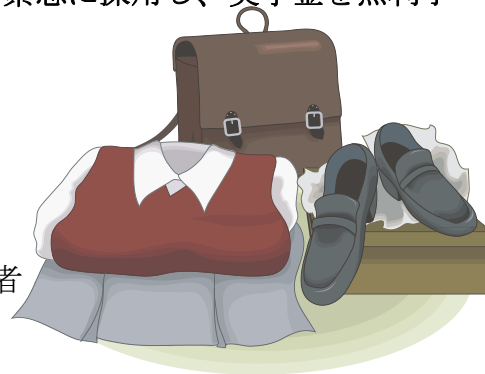


緊急採用

父母又はこれに代わる人の失職・破産・事故・病気・死亡等、又は火災・風水害等による家計急変のため、修学が困難になった生徒を奨学生として緊急に採用し、奨学金を無利子で貸与する制度です。

申込対象

- 高等学校又は、専修学校高等課程に在学中である者
- 親権者又は、後見人の住所が群馬県にある者
- 申込時点において家計急変の事由発生から1年以内の者



申込手続・受付

- 在学している学校で書類を受け取り、学校へ申込書と必要な書類を提出してください。(定期採用と同様ですが、特に緊急である事がわかる書類が必要)
- 緊急採用の受付は、3月を除き随時行っています。

貸与月額等

| | | |
|-----------|----------------|-----------------|
| 国公立の高等学校等 | 自宅通学 月額18,000円 | 自宅外通学 月額23,000円 |
| 私立の高等学校等 | 自宅通学 月額30,000円 | 自宅外通学 月額35,000円 |

※本人口座に振り込みます

- 採用は学校からの書類到着後、内容確認と選考委員会を経て決定します。
- 貸与期間は、原則として採用決定月からです。
- 奨学金振込日は、採用決定通知とともに学校をとおして個々に通知します。



まずは、学校の先生に相談してください。

返還について

- 返還開始は、貸与終了時に返還手続きを行い、通常は9か月後から始まります。
(大学・専門学校等に進学し、返還の猶予を希望する場合、手続きにより在学期間の返還が猶予されます。)
- 返還方法は、一括返還又は口座振替による年賦・半年賦から選んで頂きます。
(一括返還は、貸与終了の翌月です。)
- 返還年数は貸与を受けた金額により決まります。
(6年から14年をかけて返還して頂きます。)